

<p>障害厚生年金 障害手当金</p>	<p>障害厚生年金は厚生年金の被保険者期間中に初診日がある病気やけがによって障害基礎年金が受けられる障害(1級、2級)が生じたとき障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。また、障害基礎年金に該当しない程度の障害でも厚生年金の障害等級表に該当するときは、独自に障害厚生年金(3級)または障害手当金(一時金)が支給されます。</p> <p>受給要件 次のすべての要件に該当する人が受給できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障害の原因となる病気やけがの初診日に厚生年金の被保険者であるとき。 ② 病気やけがの症状が固定した日、または初診日から1年6ヶ月を経過した日(障害認定日)に労働が著しく制限される障害がのこっているとき。 <p>年金額 障害の程度により1級から3級まで分かれており、級と被保険者期間などにより算出されます。(障害者手帳の級とは別です。)</p> <p>問合せ先 尼崎年金事務所 Tel 06-6482-4591 Fax 06-6482-1438</p>
--------------------------------	--

<p>特別障害者給付金</p>	<p>受給要件: いずれも初診日当時、国民年金に任意加入していなかった人で、65歳に達する日までの前日までに、その傷病により障害基礎年金1・2級に該当する障がい状態になった人で、次のいずれかに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 初診日が平成3年3月以前で、当時学生だった人 ② 初診日が昭和61年3月以前で、当時、厚生年金・共済組合などの被用者年金各法の被保険者の配偶者だった人など <p>給付額: 1級・・・月額52,150円 2級・・・月額41,720円</p> <p>手続き: 年金手帳・身障手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・印鑑などを持って国保年金課まで。 Tel 784-8039 Fax 784-8124</p>
------------------------	--

<p>労災年金 傷病補償年金 障害補償年金 (一時金)</p>	<p>労働者が業務上災害又は通勤災害により、療養を開始してから1年6ヶ月を経過しても治らず、かつ、当該傷病による障害の程度が傷病等級に該当する場合に傷病(補償)年金が、また傷病が治ったとき体に一定の障害が残っている場合にその等級に応じ障害(補償)年金又は一時金が支給されます。詳しくはお問い合わせください。</p> <p>問合せ先 勤務先の労働基準監督署</p>
--	--